

中小岩小学校 P・T・A 規約

第一章 「名称及び事務所」

第一条 この会は、中小岩小学校 P T A といい、事務所を東京都江戸川区北小岩 3 丁目 12 番 22 号、中小岩小学校内に置く。

第二章 「目的及び活動」

第二条 この会は、父母と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とし次の活動をする。

- 一、家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
- 二、会員の教養を高め、相互の親睦を深める。
- 三、児童の健康安全及び福祉の増進をはかる。
- 四、学校及び地域社会の教育的環境整備の促進をはかる。
- 五、その他本会の目的達成に必要な活動をする。

第三章 「方針」

第三条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 一、児童、青少年の教育ならびに福祉のため活動する。他の団体及び機関と協力する。
- 二、特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 三、この会またはこの会の役員の名で公の選挙の候補者を推薦しない。
- 四、学校の人事、管理、運営等に干渉しない。

第四章 「会 員」

第四条 この会の会員は次のとおりである

- 一、中小岩小学校に在籍する児童の父母または、保護の責にある人。
- 二、中小岩小学校の教職員（校長を除く）。
- 三、学区域に居住し、この会の主旨に賛同する者を特別会員とすることができる。
- 四、会員である保護者あるいは教職員は、自分の意思にていつでも退会することが出来る。その場合には退会届を提出する。但し、再入会は出来ない。

第五条 この会の会員は別に定めるところにより、会費を納めるものとする。

第五章 「経 理」

第六条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第七条 この会の経理は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

第八条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告されなければならない。

第九条 この会の会計年度は、四月一日から、翌年の三月三十一日までとする。

第六章 「役 員」

第十条 この会の役員は次のとおりである。

会長 一名。 副会長 若干名。 書記 若干名。 会計 若干名。

但し、副会長一名は、副校長より、書記、会計各一名は、教員より選出される。

役員は、他の役員を兼ねることはできない。

第十一条

- 一、役員任期は二年とする。同じ役員職について、再任を妨げない。ただし、再任後の任期については一年毎とする。

- 二、役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。
- 三、原則、同じ役員の職にあることが引き続き四年を超えてはならないが、総会での承認があれば再任を妨げない。

第十二条 役員は三月の定期総会において会員中から選出され、四月一日に就任する。

第十三条 会長の任務は次のとおりである。
本会を代表し会務を統轄処理する。

第十四条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。

第十五条 書記の任務は次のとおりである。

- 一、総会及び運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 二、記録、通信その他の資料を保管する。
- 三、会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第十六条 会計の任務は次のとおりである。

- 一、総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- 二、総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 三、予算の立案について協力する。

第十七条 役員は各種の会合に出席して意見を述べることができる。

第十八条 役員は以下の方法によって選考される。

- 一、役員候補者選考委員会において、役員及び会計監査委員の候補者を選考する。
- 二、役員候補者は、本部役員が行う。
- 三、候補者の追加指名は、選出を行う総会において、一般会員からなすことができる。

第十九条 役員に欠員を生じたときは、運営委員会がこれを補充する。

任期は前任者の残存期間とする。

第七章 「各種委員会」

第二十条 本会の事業を達成するために下記の各種委員会をおくことができる。

- 一、校外委員会
- 二、フェステ委員会
- 三、卒業対策委員会（6年生のみ）

第二十一条 各種委員会の任務は次のとおりである。

- 一、校外委員会は、児童の家庭及び社会における生活ならびに児童の自主的集団生活の補導につとめる。
- 二、教職員は、各種委員会に所属する。但し、フェステ委員会を除く。

第二十二条 各種委員会の委員は、PTA委員全員を各人の希望を尊重して会長が委嘱する。

第二十三条 各種委員会に委員長一名、副委員長一～二名をおく。

委員長、副委員長は、委員の互選により選出され、会長が委嘱する。

第二十四条 委員長及び委員の任期は一年とする。但し、委員長は引き続き一年間だけ留任してもよい。

第八章 「会計監査委員」

第二十五条 この会の経理を監査するために、二名の会計監査委員をおく。

第二十六条 会計監査委員は、総会において会員中から選出されその任期は一年とする。

第九章 「総会」

第二十七条

- 一、総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。定期総会及び臨時総会とする。
- 二、総会は会員の過半数により成立する。また会員は委任状を提出して出席に代えることができる。

第二十八条 定期総会は五月と三月に開催する。臨時総会は会員の十分の一以上の要求があったときに開催する。

第二十九条 五月総会には、会務、会計の報告、三月総会には新年度の役員を選出を行う。

第三十条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第十章 「臨時運営委員会」

第三十一条 臨時運営委員会は、役員、各種委員会の委員長、副委員長二名、副校長、教員代表六名及び、臨時委員会はその委員長をもって構成され、総会の決定に基づいて諸種の事務を処理し、かつ各種委員会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案の作成にあたる。

第三十二条 臨時運営委員会は、会長が必要と認めるとき、または、構成員の四分の一以上の要求があったとき開催する。

第三十三条 臨時運営委員会の定足数は、構成員の二分の一とする。

第十一章 「改正」

第三十四条 この規約は総会において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。但し、改正案は、総会の少なくとも二週間前に全会員に知らせておかなければならない。（緊急をとまなう場合、改正案後の総会にて決定する）

附 則

- 一、 学校長はその立場において、各種の会合に出席して意見を述べることができる。
- 二、 本会の歴代会長を顧問に委嘱する。
- 三、 会長の任期満了後、引き続き本会員の場合はその期間、相談役としてとどまる。
- 四、 本会の運営上必要な細則及び慶弔規定は、学校長とPTA会長の判断の下、定める事ができる。
- 五、 本会則は、令和四年七月一日より施行する。

中小岩小学校P・T・A慶弔規定

一、児童及び保護者

(一) 弔慰金

イ、児童死亡の場合 20,000円

ロ、保護者死亡の場合 20,000円

ハ、児童の兄弟、姉妹の死亡の場合 5,000円

(二) 見舞金

児童が二週間にわたり、病気、怪我などで入院の場合は、見舞いの金品（5,000円相当額）を贈る。入院（2週間以上 5,000円）

(三) その他

その他の場合は役員会において審議する。

二、教職員

(一) 弔慰金

イ、本人死亡の場合 20,000円

ロ、配偶者死亡の場合 10,000円

ハ、父母及び子女死亡の場合 5,000円

(二) 見舞金

イ、病気一か月以上欠勤の場合 5,000円

但し、一週間以上入院の場合は一か月に満たなくとも適用する。

(三) 転退職記念品

感謝状とともに記念品を贈る。

(四) 祝金

イ、結婚 5,000円

ロ、出産 5,000円

三、その他

(一) 弔慰金

イ、地元功労者、PTA・OB等死亡の場合、役員会で決定する。 5,000円

(二) 見舞金

イ、火災、水害、その他の災害の場合は役員会で決定する。 5,000円

本慶弔規定は、令和四年七月一日より適用する。